

◇空家等対策計画 施策(案) 作成方針

- ①:他市事例の良い点を組み込む。  
(窓口の一元化、解体支援、宅建協会と連携した空き家バンク)
- ②:空家等対策の推進に関する特別措置法改正(R5年12月)の組込  
(管理不全空家等への対応、NPO等の空家等支援団体の活用)

◇和光市空家等対策計画 施策(案) (重点)

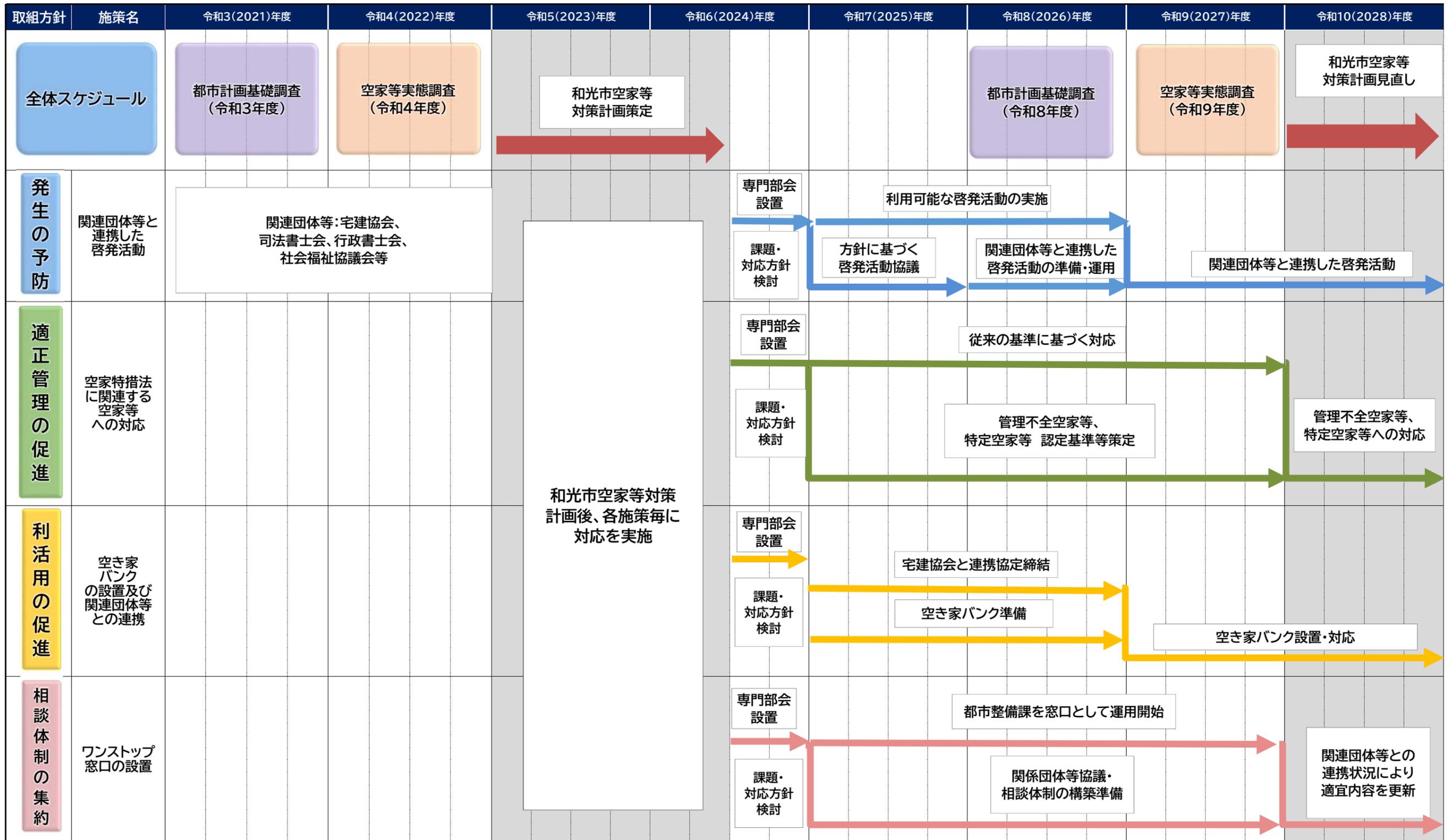
- ①相談体制 :空家等所有者の相談に適切に対応するため、市内の空家等相談窓口の一元化を行う。【資料9、11】
- ②発生の予防:関係団体等と連携した啓発活動に関するセミナーの開催や、空家の発生予測を通じ、効果的に空家等の発生予防を図る。【資料5、6、12】
- ③利活用 :宅建協会県南支部と連携し、和光市版空き家バンクを運用し利活用を促進する。【資料9、10】
- ④適正管理 :特定空家等になることを防ぐため、管理不全空家等の段階で空家等状態悪化を止める。【資料7】

【凡例】(重点)・・・和光市における重点施策 (新規)・・・和光市空家等対策計画策定後に取り組む新規の施策 その他・・・既存の取組を継続・拡充する施策

取組方針(案)	基本施策	具体的な施策/【資料番号】	変更点概要
<b>取組方針①</b> <b>発生の予防</b>  空家等を発生させないための予防に必要な措置を講じます	(1)予防行動の促進	①-(1)-1 空家等に係る情報の提供/【資料5】 ①-(1)-2 (重点)関連団体等と連携した啓発活動(新規) /【資料5、6、12】	項目を集約する形で変更
	(2)建築物の良質化	①-(2)-1 建築物性能の維持・向上 ①-(2)-2 建築物良質化の普及啓発	名称変更、内容の変更なし
<b>取組方針②</b> <b>適正管理の促進</b>  生活環境に悪影響を及ぼさないよう必要な措置を講じます 状況に応じて、助言又は指導・勧告・命令等、法令に基づき措置を講じます	(1)管理不全な状態の空家等への対応	②-(1)-1 空家等所有者等の情報調査・整理 ②-(1)-2 空家等に対する定期点検 ②-(1)-3 (重点)空家特措法に関連する空家等への対応(新規)/【資料7】 ②-(1)-4 関連法令に関連する空家等への対応(新規)	項目を集約する形で変更
	(2)適正管理のための支援	②-(2)-1 関連団体等と連携した適正管理の促進 ②-(2)-2 未接道の空家等に対する対応(新規)/【資料8、当日資料1】	協議会意見より、未接道への対応を追加
	(3)解決が困難な事案への対応	②-(3)-1 財産管理人制度の活用 ②-(3)-2 所有者不明土地への対策(新規)	埼玉司法書士会要望により追加
<b>取組方針③</b> <b>利活用の促進</b>  空家等の利活用を促進するため、情報の集約・整理を行います 必要に応じて、補助制度を検討します	(1)利活用の促進	③-(1)-1 (重点)空き家バンクの設置及び関連団体等との連携(新規) /【資料9、10】 ③-(1)-2 利活用のための支援制度(解体)の検討(新規)/【資料9】 ③-(1)-3 空家等を解体する際の業者紹介・見積案内(新規)/【資料9】	朝霞市事例より、解体支援に関する施策を追加
<b>取組方針④</b> <b>相談体制の集約</b>  空家等に関する情報の集約・整理をわかりやすくします。	(1)窓口の一本化	④-(1)-1 (重点)ワンストップ窓口の設置(新規)/【資料9、11】 ④-(1)-2 関連団体等と連携した空家等相談窓口・相談会等の実施 /【資料9～11】	協議会意見より、取組方針として、相談体制の集約を追加

# 重点施策の実施スケジュール(案)

【資料3】



※令和6年度以降の具体的な取組みについては、空家等対策計画策定後の各施策の協議の進捗・認定基準策定の状況・空家等対策協議会での協議状況を踏まえて実施する事になります。